別紙

防府市立小中学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項

第１ 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否し、提供に当たって場所・時間帯等を制限し、又は障害者でない者に対しては付さない条件を付すること等により、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲でプライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第２ 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する等の取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと認められる場合である。防府市立小中学校（以下「学校」という。）においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者及び第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）並びに学校の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

第３ 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、以下のとおりである。なお、第２で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

（不当な差別的取扱いに当たり得る具体例）

障害のみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

○　窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。

○　資料の送付、パンフレットの提供、説明会等ヘの出席等を拒むこと。

○　入学、授業への参加、実習等校外教育活動、式典への参加等を拒むこと及びこれらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すること。

○　試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評

　価の対象から除外し、又は評価において差を付けること。

第４ 合理的配慮の基本的な考え方

１　障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第２条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとの、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、合理的配慮は、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、学校の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること及び事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

なお、「社会的障壁」とは、障害者にとって日常生活や社会生活の上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行観念その他一切のものをいう。

|  |  |
| --- | --- |
| 社会における事物 | 利用しにくい施設や設備  （歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差等の物理的な障壁等） |
| 制度 | 利用しにくい制度  （障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限する等の制度的な障壁等） |
| 慣行 | 障害者の存在を意識していない慣習や文化  （音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい表示の欠如等の文化・情報面での障壁等） |
| 観念 | 障害者への偏見、考え方  （心ない言葉や視線、障害者をひ護されるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁（心の壁）等） |

２　合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第５ 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

３　意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達等、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思の表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合等、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

４　合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

５　学校がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、この要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第５ 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。教職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

○　事務又は事業への影響の程度

・　求められた合理的配慮を講ずることによって、事務又は事業の目的・内容・機能が損なわれないか。

○　実現可能性の程度

・　求められた合理的配慮の提供に当たり、物理的・技術的制約、人的・体制上の制約等がないか。

○　費用・負担の程度

　・　求められた合理的配慮の提供に当たり、必要な費用は事務又は事業の実施に影響を

及ぼさない程度であるか。

第６ 合理的配慮の具体例

第４で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第５で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

以下に示す具体例以外にも、各障害の特性や障害者への配慮、情報保障については、「通常の学級における特別支援教育の充実のために」（H26.3 県教育委員会作成）や、「窓口等における障害者への配慮マニュアル」（H28.3健康福祉部障害福祉課作成）を参考とするものとする。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例）

○　災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障害者に対し、教職員が直接災害を知らせたり、緊急情報・校内放送を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示機器等を用意したりすること。

○　施設・敷地内において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すなど適切な措置を講じること。

○　配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。

○　疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させるなどして臨時の休憩スペースを設けること。

○　聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること。

○　目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置(左右・前後・距離等)について、障害者の希望を聞いたりすること。

○　介助等を行う保護者、支援員等の教室ヘの入室、授業等でのＩＣＴ機器を活用した支援、移動支援、待合室での待機を許可すること。

（合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例）

○　筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字等多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。

○　情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報(聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いもの等触ることができないものを確認できる模型や写真等)の提供、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供(手のひらに文字を書いて伝える等)、知的障害に配慮した情報の提供(伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等)を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。

○　知的障害者に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使うこと。また、生活上必要な言葉等の意味を具体的に説明して、当該障害者が理解しているかを確認すること。

○　知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のＩＣＴ機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすること等により意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。

○　比喩表現等の理解が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現等を用いずに

　説明すること。

（ルール・慣行の柔軟な変更の具体例）

○　事務手続の際に、教職員等が必要書類の代筆を行うこと。

○　障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障

　害者の順番が来るまで別室や席を用意すること。

○　他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、不随意の発声等がある場合、

緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を用意すること。

○　障害の状態等に応じて、板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。

○　移動が困難な障害者を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障害者の希望に応じて、決められた車椅子用以外の席も使用できるようにしたりすること。

○　点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳し、又は拡大したものやテキストデータを事前に渡すこと。

○　聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のリスニングの際に、音質・音量を調整したり、文字による資料を用意したりすること。

○　知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意すること。

○　肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走の運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること。

○　日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあること等　を含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常

　的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、

過剰に活動の制限等をしないようにすること。

○　慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をすること。

○　治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、補講を行うなど、学習機

　会を確保する方法を工夫すること。

○　読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業等でのタブレット端末等のＩＣＴ機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭による学習評価を行ったりすること。

○　発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポー

　トを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。

○　学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、学習活動等においてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表等の場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。